

令和7年第7回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和7年7月7日（月）午後2時00分から午後2時50分まで

2. 開催場所 城陽市役所本庁舎4階 第2会議室

3. 出席委員 （18人）

会 長	20番	谷 則男
委 員	1番	岡本 三枝子
	3番	北澤 良祐
	4番	菊岡 祐一
	5番	奥村 郁雄
	6番	稲田 正文
	7番	田村 勝美
	8番	小出 正和
	9番	阪部 幸弘
	10番	森澤 明
	11番	太田 健市
	12番	中川 善宏
	13番	中村 安秀
	14番	奥 哲郎
	15番	森島 孝司
	16番	吉田 真己
	18番	新井 泉次
	19番	木村 正樹

4. 欠席委員 （2人）

2番	中村 貴子
17番	畑中 恭伸

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第18号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第19号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）

日 程 第 5 報告 第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 6 報告 第17号 農地法第4条第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 7 報告 第18号 農地法第5条第1項の規定による届出について（専決）

日 程 第 8 報告 第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について（専決）

日 程 第 9 報告 第20号 生産緑地にかかる農業の主たる従事者の証明について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 西山 憲治

事務局 村井 萌晟

事務局 永田 武司

6. 会議の概要

事務局	開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 議席番号2番中村貴子委員、17番畑中委員より欠席届が提出されております。 本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中13名、推進委員6名中5名の出席です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。 それでは、会長挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願いいたします。
会長	(挨拶) 先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。 只今より、令和7年第7回農業委員会定例総会を開会いたします。 なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。 日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。 日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。 ご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしとのことなので、14番奥委員、15番森島委員よろしくお願いいたします。 なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお問い合わせいたします。 日程第3、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号10番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号10番について説明します。 内容は議案書のとおりで、譲渡人は宇治市慎島町 ●● ●、譲受人は城陽市寺田 ●●●●●●●● ●●●●● ●● ●●●です。 権利の種類は3条の有償移転です。 譲受人は認定農業者であり、地域計画に位置付けられた担い手です。 資料1に位置図を添付しております。
会長	本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要と対象地の所

	有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。申請農地は耕作されており、周辺農地にも影響がなく問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号１０番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第３条第２項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。 日程第４、議案第１９号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について、一括契約を上程し、受付番号８番から１１番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号８番から１１番については同一借受人のため取りまとめて説明します。 受付番号８番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市上津屋 ●● ●●です。 受付番号９番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市上津屋 ●● ●●です。 受付番号１０番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市上津屋 ● ●●です。 受付番号１１番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。

	内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市上津屋 ●● ●●、●● ●●です。 借り手はいずれも八幡市野尻 ●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	借り手の●●●●●●●●は八幡市の認定農業者であり、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号８番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号９番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号１０番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号１１番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

	受付番号 1 2 番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号 1 2 番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市観音堂 ●● ●●、●● ●●です。 借り手は城陽市観音堂 ●● ●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	●●さんは農地を適正に管理されており、問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくをお願いします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号 1 2 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号 1 3 番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号 1 3 番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市久世 ● ●●です。 借り手は八幡市野尻 ●●●●●●●● ●●●●● ●● ●●●です。
会 長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	借り手の●●●●●●●●●●は八幡市の認定農業者であり、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。

事 務 局 会 長 担当委員 会 長	これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号13番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 受付番号14番について事務局から説明をお願いします。 受付番号14番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市長池 ●● ●●です。 借り手は城陽市観音堂 ●● ●●です。 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。 ●●さんはイチジク、水稻を耕作されており、農地は適正に管理されており問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくをお願いします。 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑がないので、採決に入ります。 受付番号14番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成) 全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。 日程第5、報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号26番から33番について事務局から説明をお願いします。
--	---

事務局	受付番号２６番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市水主 ●● ●●です。 受付番号２７番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市寺田 ●● ●●●です。 受付番号２８番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市枇杷庄 ●● ●です。 受付番号２９番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市富野 ●● ●●です。 受付番号３０番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市寺田 ●● ●です。 受付番号３１番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市寺田 ●● ●●です。 受付番号３２番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は滋賀県野洲市 ●● ●です。 受付番号３３番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は宇治市広野町 ●● ●●です。
会長	只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。
●●委員	確認なのですが、報告で備考欄において小作権の相続とされているのは、残存小作権のことですか。また、このような小作権は届出が必要なのですか。
事務局	残存小作権の相続となります。なお、残存小作権については権利がありますので、所

	有権移転と同様に届出が必要となります。
会 長	他に、ご意見・ご質問はございませんか。 ご意見・ご質問がないようですので、日程第5を終了します。
事 務 局	日程第6、報告第17号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号5番について事務局から説明をお願いします。 受付番号5番について説明します。 土地の所在は城陽市寺田、地目は畑、面積は456平方メートル 申請人は城陽市寺田 ●● ●●、●● ●● 資料2に位置図等を添付しております。 申請地は農業振興地域外の市街化区域です。 転用目的は宅地です。 隣接農地はありません。 雨水は前面道路側溝にて排水します。 以前から土地の一部を宅地として利用されているため顛末書が提出されています。 環境課からは ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 管理課からは ・水路に関する工事、雨水排水接続を行う場合は、城陽市水路等管理条例第7条による協議をしてください。 ・敷地南側に存する水路を取り込まないよう注意してください。 文化・スポーツ推進課からは ・申請の土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地寺田城跡に該当します。地面の掘削を伴う工事实施の場合、文化財保護法に基づく届出が必要です。 との意見が付されております。
会 長	本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。一部を宅地として利用されておられたが、市街化区域であり顛末書も提出されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)

事 務 局	ご意見・ご質問がないようですので、受付番号 6 番について事務局から説明をお願いします。 受付番号 6 番について説明します。 土地の所在は城陽市市辺、地目は畑、面積は 2 2 1 平方メートル 申請人は京田辺市東西神屋 ●● ●● 資料 3 に位置図等を添付しております。 申請地は農業振興地域外の市街化区域です。 転用目的は宅地です。 隣接農地はありません。 雨水は自然浸透にて排水します。 以前から土地の一部を宅地として利用されているため顛末書が提出されています。 環境課からは ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 との意見が付されております。
会 長	本件について、現地調査の概要を事務局から報告をお願いします。
事 務 局	本日、現地調査に立ち会っていただいた●●委員が欠席のため、事務局が代わりに報告します。当該地については宅地になっており、顛末書も提出されており、市街化区域のため、転用についてやむを得ないとの報告を伺っております 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)
事 務 局	ご意見・ご質問がないようですので、受付番号 7 番について事務局から説明をお願いします。 受付番号 7 番について説明します。 土地の所在は城陽市平川、地目は畑、面積は 2 5 9 平方メートル 申請人は城陽市平川 ●● ●●、城陽市上津屋 ●● ●● 資料 4 に位置図等を添付しております。 申請地は農業振興地域外の市街化区域です。

	転用目的は宅地です。 隣接農地はありません。 雨水は自然浸透にて排水します。 以前から土地の一部を宅地として利用されているため顛末書が提出されています。 環境課からは ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 管理課からは ・市道内に雨水排水管が存する場合は、道路法第32条による協議をして下さい。 との意見が付されております。
会 長	本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。事務局説明どおりであり、顛末書も提出されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし) ご意見・ご質問がないようですので、日程第6を終了します。 日程第7、報告第18号 農地法第5条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号2番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号2番について説明します。 土地の所在は城陽市長池、地目は田、面積は489平方メートル 譲渡人は城陽市長池 ●● ●● 譲受人は宇治市宇治 ●● ●、●● ●●● 資料5に位置図等を添付しております。 当該地は農業振興地域外の市街化区域です。 転用目的は共同住宅です。 隣接農地はありません。 雨水は宅内に枡を設置し集水、最終枡にて南側城陽市管理水路に排水します。 環境課からは現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

	管理課 ・道路に関する工事、雨水排水接続・側溝改修等を行う場合は道路法第24条による協議をして下さい。 ・敷地南側に存する水路を取り込まないよう注意してください。 ・寄附を行う場合は構造について別途協議してください。 都市政策課 ・建築の際は、市都市政策課と事前協議が必要です。開発許可が必要となる場合があるため、山城北土木事務所にも事前に相談してください。 との意見が付されております。
会 長	本件について、現地調査の概要を私から報告します。 隣接に農地はなく、申請地の雑草についても処理されており市街化区域でもあるので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	只今、事務局及び私から説明及び報告を行いました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)
事 務 局	ご意見・ご質問がないようですので、受付番号3番について事務局から説明をお願いします。 受付番号3番について説明します。 土地の所在は城陽市平川、地目は畑、面積は577平方メートル 譲渡人は城陽市平川 ●● ●●、城陽市平川 ●● ●● 譲受人は城陽市寺田 ●●●●●●●●●● ●●●●● ●● ●● 資料6に位置図等を添付しております。 当該地は農業振興地域外の市街化区域です。 転用目的は露天駐車場です。 隣接農地はありません。 雨水は自然浸透にて排水します。 環境課からは現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 管理課 ・申請地西側に存する里道を取り込まないよう注意してください。 都市政策課 ・既存の建築敷地を拡大し、一体利用される場合、開発許可を要することがありますので、事前に山城北土木事務所と市都市政策課と協議してください。

	・駐車面積が500㎡以上で、不特定多数の人が利用する時間貸有料駐車場の場合、駐車場法にかかる届出が必要になる場合があるため、市都市政策課計画係と協議してください。 文化・スポーツ推進課 ・申請の土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地久津川車塚古墳に該当します。地面の掘削を伴う工事実施の場合、文化財保護法に基づく届出が必要です。 との意見が付されております。
会 長	本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。事務局説明どおりであり問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。
●●委員	この申請ではないですが、申請された北側の土地において過去に里道が取り込まれているように思われますので、意見にもあるように里道を取り込まないように願います。
会 長	他に、ご意見・ご質問はございませんか。 ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。 日程第8、報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを専決しました。受付番号10番について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	受付番号10番について説明します。 土地の所在は城陽市観音堂 内容は議案書のとおりです。 解約理由は双方合意による解約です。
会 長	只今、事務局から説明を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし) ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。 日程第9、報告第20号 生産緑地にかかる農業の主たる従事者の証明についてを専決しました。受付番号1番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局	受付番号1番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 申出人は城陽市平川 ●● ●●です。 主たる従事者は城陽市久世 ●● ●●です。 資料7に位置図を添付しております。
会 長	対象地の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。事務局説明どおりであり問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
会 長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし) ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第7回定例総会を終了致します。 続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願い致します。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員